

家賃について… 公営住宅にお住まいになる方

公営住宅の家賃制度のしくみ

公営住宅の家賃は、ご家族全員の収入と住宅の質によって毎年度決まります。

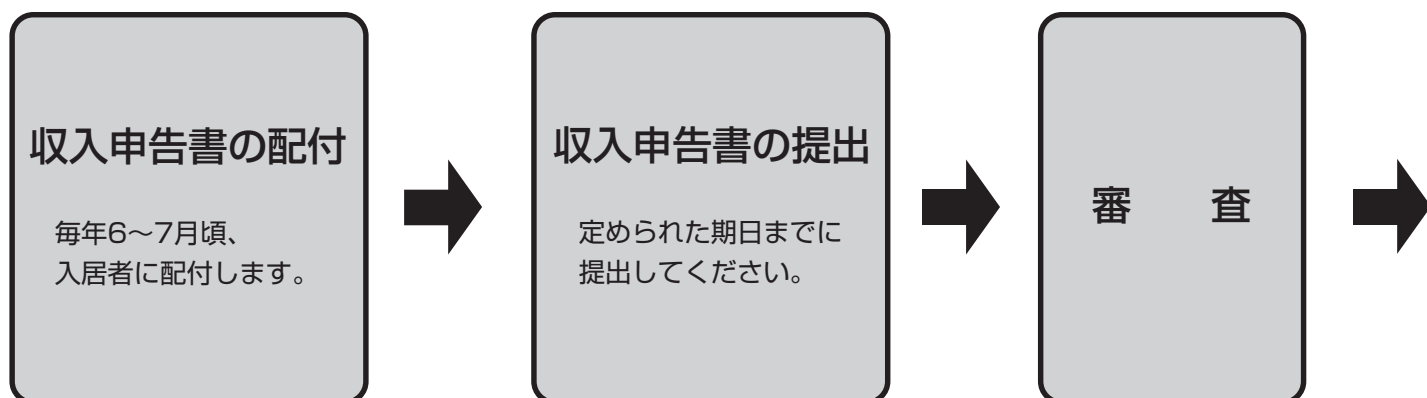
ご家族全員の収入に応じた家賃になりますので、退職や失業などにより収入が減ると、それに応じて家賃が下がり、就職などにより収入が増えると、それに応じて家賃が上がるしくみになっています。

ただし、収入申告をしなければ、収入に応じた家賃とはならず、「近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅なみの家賃)」となります。(15ページ参照)

収入申告について

収入の有る無しにかかわらず、ご家族全員の昨年1年間の収入額を毎年申告していただきます。また、申告の際には、収入額などを証明する公的書類が必要です。

- 収入申告をしなければ「近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅なみの家賃)」(15ページ参照)になるなど、不利益を受けることとなります。また、証明書類が不備な場合も同様です。
- 認知症である者等で、収入申告をすることが困難な事情があると認める者について、収入申告義務を免除できる場合があります。詳しくは、担当の管理センターでご相談ください。



今年も収入申告をしないで！



収入認定に対する意見申出(更正申請)

年度途中で退職や失業などにより収入が減った場合には、担当の管理センターにご相談ください。毎月20日までの受付にて、収入の認定の更正を行い、翌月分の家賃から減額できる場合があります。

家賃減免制度

収入が著しく低く家賃の支払いが困難な場合、一定期間、家賃の額を減免できる場合があります。担当の管理センターで相談のうえ、お手続きをしてください。

●減免申請及び適用日

毎月20日までの受付分について、翌月分の家賃から減免します。

●申請用紙の配付および申請先

担当の管理センター

収入の認定と 家賃額の算定

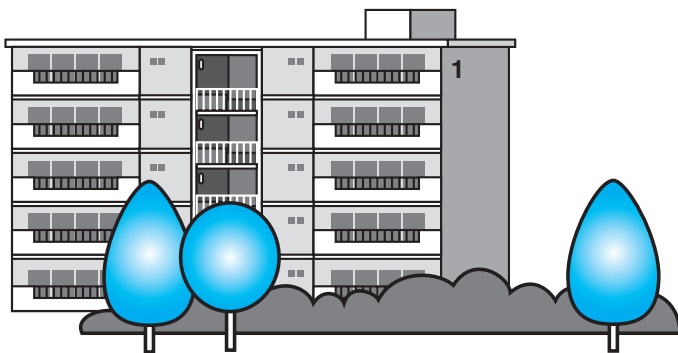
申告された収入が適正であれば、収入の認定を行います。認定した収入をもとに、住宅の質(住宅の立地条件、規模、築年数、利便性)を加味して家賃の額を算定します。

通 知

毎年1～2月頃、決定した内容を通知します。

4月からの 家賃額の確定

認定内容に意見がある場合、通知到着後1ヵ月以内であれば、意見を申し出ることができます。



ご不明な点があれば、担当の管理センターまでお問い合わせください。